

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
積立式定期貯金規定 1. (省略) 2. (口座振替による預入れ) (1) この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日（積立日が休日の場合は、翌営業日）に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。 (2)～(4) (省略) (5) 積立式定期貯金口座振替契約は、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当組合所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。 3～7 (省略) 8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2)～(5) (省略) 9～16 (省略) 17. (規定の変更等) (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>(令和 2 年 4 月 1 日現在)</u>	積立式定期貯金規定 1. (同左) 2. (口座振替による預入れ) (1) <u>振替日、振替金額、振替指定口座、振替方法等口座振替の内容は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。</u> (2)～(4) (同左) <u>(追加)</u> 3～7 (同左) 8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u> (2)～(5) (同左) 9～16 (同左) 17. (規定の変更等) (1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(平成 31 年 4 月 1 日現在)</u>